

(1) 新潟市内企業の変形労働時間制の採用状況

区 分	回 答 事業所数	採用あり					採用なし
			1か月単位	1年単位	フレック スタイム	1週間単位	
令和5年調査	843	61.9%	24.4%	35.8%	5.0%	0.7%	38.1%
令和6年調査	897	65.1%	27.8%	34.0%	5.6%	2.1%	34.9%
鉱業、採石業、砂利採取業	3	100.0%	33.3%	－	100.0%	－	0.0%
建設業	123	50.4%	6.5%	42.3%	3.3%	－	49.6%
製造業	161	66.5%	8.7%	56.5%	5.0%	－	33.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	5	100.0%	60.0%	－	40.0%	－	0.0%
情報通信業	10	40.0%	20.0%	10.0%	30.0%	－	60.0%
運輸業、郵便業	48	87.5%	43.8%	39.6%	10.4%	4.2%	12.5%
卸売業、小売業	174	73.0%	33.9%	32.2%	6.9%	4.0%	27.0%
金融業、保険業	22	18.2%	9.1%	4.5%	9.1%	－	81.8%
不動産業、物品賃貸業	11	63.6%	36.4%	27.3%	18.2%	－	36.4%
学術研究、専門・技術サービス業	23	56.5%	13.0%	43.5%	8.7%	－	43.5%
宿泊業、飲食サービス業	39	71.8%	48.7%	5.1%	2.6%	23.1%	28.2%
生活関連サービス業、娯楽業	23	60.9%	39.1%	21.7%	－	－	39.1%
教育、学習支援業	37	67.6%	8.1%	64.9%	－	－	32.4%
医療・福祉	149	69.1%	51.7%	16.8%	2.0%	0.7%	30.9%
複合サービス事業	13	53.8%	46.2%	7.7%	15.4%	－	46.2%
サービス業	56	58.9%	32.1%	26.8%	1.8%	－	41.1%
中小企業	678	64.2%	21.2%	39.2%	3.8%	2.7%	35.8%
大企業	219	68.0%	47.9%	17.8%	11.0%	0.5%	32.0%

(注) 平成24年度より、調査対象産業「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「教育、学習支援業」を追加。

(2) 新潟市内企業の年間休日の状況

① 産業別、規模別平均年間休日日数

区 分	回 答 事業所数	年 間 休日数
令和5年調査	825	112.7
令和6年調査	897	114.2
鉱業、採石業、砂利採取業	3	124.3
建設業	123	112.9
製造業	161	113.4
電気・ガス・熱供給・水道業	5	130.2
情報通信業	10	121.4
運輸業、郵便業	48	109.8
卸売業、小売業	174	111.5
金融業、保険業	22	122.7
不動産業、物品賃貸業	11	116.5
学術研究、専門・技術サービス業	23	124.8
宿泊業、飲食サービス業	39	102.6
生活関連サービス業、娯楽業	23	125.7
教育、学習支援業	37	117.5
医療・福祉	149	117.3
複合サービス事業	13	118.7
サービス業	56	110.8
中小企業	678	111.7
大企業	219	117.3

(注) 1 平成24年度より、調査対象産業「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「教育、学習支援業」を追加。
2 平成28年度より「連続休暇(3日以上)の状況」から「特別休日の状況」に変更。
3 平成30年度より「特別休日の状況」から「年間休日のうち特別休日数」に変更。
4 令和元年度より年間休日数のみを集計。

② 週休制の採用状況（採用形態別割合）

区分	回 答 事業所数	週休1日 または 週休1日半制	月1～3回 週休2日制	完全 週休2日制	完全週休2日制 より休日日数が多い制度	その他
令和5年調査	843	4.2%	35.3%	38.0%	11.4%	11.2%
令和6年調査	897	4.9%	34.1%	33.8%	14.3%	12.9%
鉱業、採石業、砂利採取業	3	-	-	100.0%	-	-
建設業	123	0.8%	36.6%	43.9%	8.9%	9.8%
製造業	161	2.5%	49.1%	24.2%	11.8%	12.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	5	-	20.0%	40.0%	20.0%	20.0%
情報通信業	10	-	-	50.0%	50.0%	-
運輸業、郵便業	48	8.3%	50.0%	22.9%	8.3%	10.4%
卸売業、小売業	174	9.2%	33.9%	25.3%	18.4%	13.2%
金融業、保険業	22	-	-	77.3%	22.7%	-
不動産業、物品賃貸業	11	-	18.2%	63.6%	-	18.2%
学術研究、専門・技術サービス業	23	-	13.0%	56.5%	17.4%	13.0%
宿泊業、飲食サービス業	39	15.4%	33.3%	17.9%	12.8%	20.5%
生活関連サービス業、娯楽業	23	-	34.8%	13.0%	39.1%	13.0%
教育、学習支援業	37	2.7%	45.9%	29.7%	16.2%	5.4%
医療・福祉	149	3.4%	18.1%	41.6%	15.4%	21.5%
複合サービス事業	13	-	38.5%	53.8%	-	7.7%
サービス業	56	12.5%	41.1%	32.1%	7.1%	7.1%
中小企業	678	6.0%	37.3%	32.0%	11.4%	13.3%
大企業	219	1.4%	24.2%	39.3%	23.3%	11.9%

(注) 1 平成24年度より、調査対象産業「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「教育、学習支援業」を追加。
2 「その他」とは、週休1日制、週休1日半制など、何らかの形で週休2日制でないものをいう。
3 「-」は該当なし。
4 平成29年度までは週休制の採用の有無に関わらず、週休制の各形態で最も近いものについて集計。
5 平成30年度は、週休制の採用がある事業所のうち、週休制の各形態で最も近いものについて集計。
6 令和元年度より、週休制の採用の有無に関わらず、週休制の各形態で最も近いものについて集計。

新潟市賃金労働時間等実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、新潟市内の事業所に雇用されている労働者の労働条件等の実態を明らかにし、経営及び労使関係の合理化、安定化のための基礎資料とすることを目的とし、昭和 54 年度から昭和 63 年度まで 3 年ごとに 4 回、「労働基本調査」として実施してきた。しかし、近年の急激な経済社会情勢の変化に伴い、労働環境も著しく変動しているため、平成 2 年度から毎年、「労働実態調査」として実施してきた。新潟県も同様の調査を実施していることから、平成 18 年度より「新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査」として新潟県と共同で実施している。なお、調査項目について、令和元年度から従来の事業所票の項目のみに変更した。

2 調査対象産業

「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業」

3 調査対象事業所

令和 4 年経済センサス活動調査事業所の名簿に基づき、本市内に所在する、常用労働者を 10 人以上雇用している事業所のうちから無作為に抽出した 2,000 事業所について、郵送により調査を行った。そのうち有効回答は、897 事業所（有効回答率 44.85%）であった。

4 調査時点

令和 6 年 7 月 31 日

5 集計方法

- (1) 各事業所を 1 単位とする単純算術平均として集計している。ただし、初任給については、新規採用者数をウェイトとする加重算術平均としている。
- (2) 端数処理のため総数及び%が一致しない場合がある。また、数値(%)は単位未満を四捨五入してあるので、総数と内訳の計が一致しないこともある。

6 用語の説明

(1) 中小企業

企業全体において常時使用する従業員が 300 人以下（「情報通信業」、「卸売業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業」では 100 人以下、「小売業」、「飲食サービス業」では 50 人以下）、又は資本金 3 億円以下（「卸売業」では 1 億円以下、「情報通信業」、「小売業」、「飲食サービス業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業」では 5,000 万円以下）の企業をいう。

(2) 大企業

中小企業以外の企業をいう。

(3) 1 か月単位の変形労働時間制

1 か月以内の一定の期間を平均し、1 週間あたりの労働時間が 40 時間以下の範囲内において、1 日 8 時間および 1 週 40 時間を超えて労働させることができる制度。

(4) 1 年単位の変形労働時間制

労使協定により、1 年以内の一定の期間を平均し、1 週間あたりの労働時間が 40 時間以下の範囲内において、1 日 8 時間および 1 週 40 時間を超えて労働させることができる制度。

(5) フレックスタイム制

1 か月以内の一定期間の総労働時間を決めておき、労働者がその範囲内で各日の始業及び終業の時刻を選択できる制度。

(6) 1 週間単位の変形労働時間制

規模 30 人未満の小売業、旅館、料理・飲食店の事業において、労使協定により、1 週間単位で毎日の労働時間を弾力的に定めることができる制度。

(7) 週休制

1 週に 1 回の休日を設ける制度。なお、週休 2 日制とは、1 ヶ月の間に週 2 日の休みがある週が 1 度以上あること。必ず週 2 回の休みがあるというわけではなく、残りの週の休みは週 1 日という